

# I 平成7年国勢調査の概要

## 調査の沿革

国勢調査は、我が国の人団の状況を明らかにするため、大正9年以来ほぼ5年ごとに行われており、平成7年国勢調査はその16回目に当たる。

国勢調査は、大正9年を初めとする10年ごとの大規模調査と、その中間年の簡易調査とに大別され、今回の平成7年国勢調査は簡易調査である。

なお、大規模調査と簡易調査の差異は、主として調査事項の数にある。その内容をみると、戦前は、大規模調査（大正9年、昭和5年、昭和15年）の調査事項としては男女、年齢、配偶関係等の人口の基本的属性及び産業、職業等の経済的属性であり、簡易調査（大正14年、昭和10年）の調査事項としては人口の基本的属性のみに限られており、戦後は、国勢調査結果に対する需要が高まったことから調査事項の充実が図られ、大規模調査（昭和25年、35年、45年、55年、平成2年）の調査事項には人口の基本的属性及び経済的属性のほか住宅、人口移動、教育に関する事項が加えられ、簡易調査（昭和30年、40年、50年、60年、平成7年）の調査事項は人口の基本的属性のほか経済的属性及び住宅に関する事項が加えられている。

## 調査の時期

平成7年国勢調査は、平成7年10月1日午前零時（以下「調査時」という。）現在によって行われた。

## 調査の法的根拠

平成7年国勢調査は、統計法（昭和22年法律第18号）第4条第2項の規定並びに次の政令及び総理府令に基づいて行われた。

国勢調査令（昭和55年政令第98号）

国勢調査施行規則（昭和55年総理府令第21号）

国勢調査の調査区の設定の基準等に関する総理府令（昭和59年総理府令第24号）

## 調査の地域

平成7年国勢調査は、我が国の地域のうち、国勢調査施行規則第1条に規定する次の島を除く地域において行われた。

(1) 齧舞群島、色丹島、国後島及び択捉島

(2) 島根県隠岐郡五箇村にある竹島

## 調査の対象

平成7年国勢調査は、調査時において、本邦内に常住している者について行った。ここで「常住している者」とは、当該住居に3か月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっている者をいい、3か月以上にわたって住んでいる住居又は住むことになっている住居のない者は、調査時現在居た場所に「常住している者」とみなした。

ただし、次の者については、それぞれ次に述べる場所に「常住している者」とみなしてその場所で調査した。

- 1 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、第82条の2に規定する専修学校又は第83条第1項に規定する各種学校に在学している者で、通学のために寄宿舎、下宿などの宿泊施設に宿泊している者は、その宿泊している施設
  - 2 病院又は療養所に引き続き3か月以上入院（又は入所）している者は入院先、それ以外の者は3か月以上入院の見込みの有無にかかわらず自宅
  - 3 船舶（自衛隊の使用する船舶を除く。）に乗り組んでいる者で陸上に生活の本拠を有する者はその住所、陸上に生活の本拠の無い者はその船舶
- なお、後者の場合は、日本の船舶のみを調査の対象とし、調査時に本邦の港に停泊している船舶のほか、調査時前に本邦の港を出港し、途中外国の港に寄港せず調査時後5日以内に本邦の港に入港した船舶について調査した。
- 4 自衛隊の営舎内又は自衛隊の使用する船舶内の居住者は、その営舎又は当該船舶が籍を置く地方総監部（基地隊に配属されている船舶については、その基地隊本部）
  - 5 刑務所、少年刑務所又は拘置所に収容されている者のうち死刑の確定した者及び受刑者並びに少年院又は婦人補導院の在院者は、その刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院又は婦人補導院  
本邦内に常住している者は、外国人を含めてすべて調査の対象としたが、次の者は調査から除外した。
    - (1) 外国政府の外交使節団・領事機関の構成員（随員及びその家族を含む。）
    - (2) 外国軍隊の軍人・軍属及びその家族

## 調査事項

平成7年国勢調査では、次に掲げる事項について調査した。

### （世帯員に関する事項）

- (1) 氏名
- (2) 男女の別
- (3) 出生の年月
- (4) 世帯主との続柄
- (5) 配偶の関係
- (6) 国籍
- (7) 就業状態
- (8) 所属の事業所の名称及び事業の種類
- (9) 仕事の種類
- (10) 従業上の地位
- (11) 従業地又は通学地

### （世帯に関する事項）

- (12) 世帯の種類
- (13) 世帯員の数
- (14) 住居の種類
- (15) 住居室の数

(16) 住宅の床面積

(17) 住宅の建て方

## 調査の方法

平成7年国勢調査は、総務庁統計局を主管部局とし、総務庁長官－都道府県知事－市町村長－国勢調査指導員－国勢調査員の事務系統により行った。

調査の実施に先立ち、平成7年国勢調査調査区を設定し、調査区の境界を示す地図を作成した。調査区は、原則として1調査区におおむね50世帯が含まれるように設定され、その数は約88万である。なお、調査区は、集計の単位である基本単位区を基に構成されている。

平成7年国勢調査は、総務庁長官により任命された約80万人の国勢調査員が調査票を世帯ごとに配布し、取集する方法により行った。また、調査票は、調査の事項について世帯が記入した。

なお、調査に用いられた調査票は、直接、光学式マーク読取装置で読み取りができるもので、1枚に4名分記入できる連記票である。

ただし、世帯員の不在等の事由により、前述の方法による調査ができなかった世帯については、国勢調査員が、当該世帯について「氏名」、「男女の別」及び「世帯員の数」の3項目に限って、その近隣の者に質問することにより調査した。

## 集計及び結果の公表

集計は、総務庁統計センターが下記の集計区分により行い、結果の公表は、総務庁統計局が電子計算機の出力用紙又はマイクロフィルム（結果表）を閲覧に供する方法により行う。

### (1) 要計表による人口集計

要計表による人口集計は、都道府県及び市区町村で作成した要計表に基づいて全国、都道府県、市区町村別の人口及び世帯数を集計するもので、平成7年国勢調査の結果として最初に公表された。

この集計結果は、平成7年12月22日に公表し、同日付けの官報に公示（総務庁告示第131号）するとともに、「平成7年国勢調査速報 全国都道府県市区町村別人口（要計表による人口）」として平成7年12月に刊行した。

### (2) 抽出速報集計

抽出速報集計は、平成7年国勢調査の全国及び都道府県別結果の早期利用を図るため、一定の方法により、全世帯の約100分の1を抽出し、主要な事項について集計するものである。

この集計結果は、平成8年6月に公表し、主な結果を収録した報告書を「平成7年国勢調査 抽出速報集計結果」として刊行した。

### (3) 第1次基本集計

第1次基本集計は、人口、世帯及び住居に関する結果並びに高齢世帯等に関する結果を全国、都道府県、市区町村別に集計するものである。

この集計結果のうち、都道府県、市区町村別の結果については、平成8年11月までに都道府県を単位として順次公表し、主な結果を収録した報告書を「第2巻 第1次基本集計結果その2 都道府県・市区町村編」と

して刊行した。また、全国の結果については、平成8年11月に公表し、主な結果を収録した報告書を「第2巻 第1次基本集計結果その1 全国編」として刊行した。

また、全国、都道府県、市区町村、人口集中地区別の人口及び面積に関する統計表を従前の結果と併せて収録した「第1巻 人口総数」を第2巻その1の刊行後、平成9年1月に刊行することとしている。

#### (4) 第2次基本集計

第2次基本集計は、人口の労働力状態、及び就業者の産業（大分類）別構成に関する結果を全国、都道府県、市区町村別に集計するものである。

この集計結果のうち、都道府県、市区町村別の結果については、平成9年1月までに順次公表する予定であり、追って「第3巻 第2次基本集計結果その2 都道府県・市区町村編」として刊行することとしている。また、全国の結果については、平成9年1月に公表し、追って「第3巻 第2次基本集計結果その1 全国編」として刊行することとしている。

#### (5) 第3次基本集計

第3次基本集計は、就業者の職業（大分類）別構成及び母子世帯、父子世帯数等に関する結果を全国、都道府県、市区町村別に集計するものである。

この集計結果のうち、都道府県、市区町村別の結果については、平成10年3月までに順次公表する予定であり、追って「第4巻 第3次基本集計結果その2 都道府県・市区町村編」として刊行することとしている。また、全国の結果については、平成10年3月に公表する予定であり、追って「第4巻 第3次基本集計結果その1 全国編」として刊行することとしている。

#### (6) 抽出詳細集計

抽出詳細集計は、基本集計結果を補充するため、一定の方法により一部の世帯を抽出し、就業者の産業、職業等に関する詳細な結果を、全国、都道府県、市区町村別に集計するものである。

この集計結果のうち、都道府県、市区町村別の結果については、平成11年6月までに順次公表する予定であり、追って「第5巻 抽出詳細集計結果その2 都道府県、市区町村編」として刊行することとしている。また、全国の結果については、平成11年6月に公表する予定であり、追って「第5巻 抽出詳細集計結果その1 全国編」として刊行することとしている。

#### (7) 従業地・通学地集計

従業地・通学地集計は、従業地・通学地による人口の構成や常住地の市区町村と従業地・通学地の市区町村との関係などの結果を集計するものである。これにより「昼間人口」が算出されることになる。

なお、従業地・通学地集計は、第1次・第2次基本集計、第3次基本集計及び抽出詳細集計のおのおのに対応して、次の3段階に分けて集計される。

##### ア 集計I（第1次・第2次基本集計に対応）

従業地・通学地による人口の構成及び就業者の産業（大分類）別構成に関する結果を集計するものである。

この集計結果は、平成9年3月に公表する予定であり、追って「第6巻 従業地・通学地集計結果 従業地・通学地による人口I－人口の男女・年齢・就業者の産業（大分類）」として刊行することとしている。

##### イ 集計II（第3次基本集計に対応）

従業地による就業者の職業（大分類）別構成に関する結果を集計するものである。

この集計結果は、平成10年5月に公表する予定であり、追って「第7巻 従業地・通学地集計結果 従業地・通学地による人口II－就業者の職業（大分類）」として刊行することとしている。

ウ 集計III（抽出詳細集計に対応）

従業地による就業者の産業、職業（中分類）に関する詳細な結果を集計するものである。

この集計結果は、平成11年7月に公表する予定であり、追って「第8巻 従業地・通学地集計結果 従業地・通学地による人口III－就業者の産業・職業（中分類）」（抽出集計）として刊行することとしている。

(8) 小地域集計

基本単位区別集計は、第1次・第2次基本集計、及び従業地・通学地集計に係る事項を基本単位区（又は町・丁・字等）別に集計したもので、その結果は、それぞれ該当する基本集計等の公表後速やかに公表する予定である。

表 平成 7 年 国勢

集計区分		集計内容	産業分類	職業分類
速報集計	要計表による人口集計	要計表による男女別人口及び世帯数の早期提供	—	—
	抽出速報集計	全調査事項に係る主要な結果の早期提供	小分類	小分類
基本集計	第1次基本集計	人口、世帯及び住居に関する結果並びに高齢世帯等に関する結果	—	—
	第2次基本集計	人口の労働力状態及び産業別構成に関する結果	大分類	—
	第3次基本集計	就業者の職業別構成及び母子世帯等の状況に関する結果	大分類	大分類
抽出詳細集計		就業者の産業、職業別構成などに関する詳細な結果	小分類	小分類
従業地・通学地集計	その1	従業地・通学地による人口の構成及び就業者の産業別構成に関する結果	大分類	—
	その2	従業地による就業者の職業別構成に関する結果	大分類	大分類
	その3	従業地による就業者の産業、職業別構成に関する詳細な結果	中分類	中分類
小地域集計	確定人口集計	性別、年齢、世帯数に関する結果	—	—
	第1次基本集計に関する集計	人口、世帯及び住居に関する結果並びに高齢世帯等に関する基本的な事項の結果	—	—
	第2次基本集計に関する集計	人口の労働力状態及び産業別構成に関する基本的な事項の結果	大分類	—
	第3次基本集計に関する集計	就業者の職業別構成及び母子世帯等の状況に関する基本的な事項の結果	大分類	大分類
	従業地・通学地その1に関する集計	常住地による従業地・通学地に関する基本的な事項の結果	—	—
特別集計		(必要に応じ上記以外に特別集計を行う。)		

- 「産業分類」及び「職業分類」欄は、該当する分類を用いた集計結果があることを示す。
- 「表章地域」欄の…市又は市区町村は、該当集計区分で集計する最も小さな集計地域を表している。
- したがって、すべての統計表がその地域まで集計されているわけではない。都道府県も同様である。

調査の集計体系

集計対象	表章地域	全国結果の公表予定	結果の公表・提供
全 数	全 都 市 道 区 府 町 国 県 村	平成 7 年 12 月	結果表を閲覧に供する方法によって公表し、人口は官報に公示する。追って、報告書を刊行する。 必要により小地域別に集計し、閲覧に供する。
約 1 / 100	全 都 人 口 50 万 以 上 の 市	平成 8 年 6 月	結果表を閲覧に供する方法によって公表する追って、報告書を刊行する。
全 数	全 都 市 道 区 府 町 国 県 村	平成 8 年 11 月	集計の完了した都道府県から順次、結果表を閲覧に供する方法によって公表し、人口及び世帯数（確定人口・世帯数）については数回に分けて官報に公示する。追って、報告書を刊行する。
		平成 9 年 1 月	集計の完了した都道府県から順次、結果表を閲覧に供する方法によって公表する。 追って、報告書を刊行する。
		平成 10 年 3 月	
市区町村の人口に応じ 1/2～1/10	全 都 市 道 区 府 町 国 県 村	平成 11 年 6 月	同 上
全 数	全 都 市 道 区 府 町 国 県 村	第 2 次基本集計の公表 2 か月後	集計の完了した後、結果表を閲覧に供する方法によって公表する。 追って、報告書を刊行する。
		第 3 次基本集計の公表 2 か月後	
市区町村の人口に応じ 1/2～1/10	全 都 人 口 10 万 以 上 の 市	抽出詳細集計の公表の 1 か月後	
全 数	基本単位区（基本単位区の中に複数の調査区がある地域については調査区）	第 1 次基本集計の公表と同時期	集計の完了した都道府県から順次、結果表を閲覧に供する方法によって公表する。
全 数	町 丁 ・ 字 等	該当する基本集計等の公表後、速やかに公表	集計の完了した都道府県から順次、結果表を閲覧に供する方法によって公表する。 基本単位区別の結果については、出張所管轄区域、地域メッシュ等の地域区分による利用に対して提供する。
			集計の完了した後、結果表を閲覧に供する方法によって公表する。 基本単位区別の結果については、出張所管轄区域、地域メッシュ等の地域区分による利用に対して提供する。